

大阪市告示第549号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、次のとおり規約を廃止し、令和6年4月1日付けで大阪府市I R事業者選定委員会を廃止したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月11日

大阪市長 横山英幸

大阪府市I R事業者選定委員会共同設置規約を廃止する規約

大阪府市I R事業者選定委員会共同設置規約は、廃止する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（I R推進局推進課）